

総行選 9 5 号
令和2年12月28日

各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿
各指定都市選挙管理委員会委員長 }

総務省自治行政局選挙部長

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令は令和2年総務省令第132号をもって、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令は令和2年総務省令第130号をもって、本日公布されました。

今回の改正は、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行うこととされたところ、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成22年総務省令第61号）により規定されている押印義務が求められる手続について、別記様式の改正を行うものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 別記様式のうち押印欄の廃止に関する事項

- 1 別記様式のうち、立候補の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除することとされたこと。
- 2 押印欄を削除することとされた様式のうち、別の書類に添付することとされている書類に係る様式を除き、届出の際に本人確認書類の提示等を行う旨等の備考を追加されたこと。

第2 施行期日に関する事項

令和3年1月1日から施行するものとされたこと。